●ご使用になるお客様は必ずお読みください。

（No.8）

レバーYII 型

YII-80・YII-100・YII-160・
YII-320・YII-630・YII-900 型

チェーンレバーホイスト

取扱説明書

●この度は、当社製品をお買い求めいただき誠にありがとうございました。

●当社製品をご使用になる前に、この取扱説明書をよくお読みになり正しくご使用ください。

●保守や点検の際にはこの取扱説明書が必要になりますので大切に保存してください。

●分解、組立を伴う検査は、必ず当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。

象印チェンブロック株式会社
〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地
TEL.(072)365-7771(代) FAX.(072)367-2053

安全上のご注意

チェーンレバーホイスト（以下レバーホイストという）の使い方を誤ると、つった荷物の落下などの危険な状態になります。
据え付け・取り付け、運転・操作、保守点検の前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくご使用ください。
本機器の知識、安全の情報、そして注意事項のすべてについて習熟してからご使用ください。
この取扱説明書では、注意事項を「危険」、「注意」の2つに区分しています。

危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合および物的損害のみの発生が想定される場合。

なお、 注意 に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。
いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

絵表示の例

◇・△記号は、危険・注意を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な注意内容（左図の場合は落下注意）が記載されています。

⃠ 記号は、禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な禁止内容が記載されています。

●記号は、行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容（左図の場合は特定しない一般的な使用者の義務的な行為）が記載されています。

※お読みになったあとは、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。

1. 取り扱い全般について

危険

●取扱説明書および注意ラベルの内容を熟知しない人は操作しないでください。
●定格荷重を超える荷は、絶対に、つらないでください。
●つり荷の下や、つり荷の動く範囲に入らないでください。また人の頭上を越えて荷を運搬しないでください。
●損傷を受けたり、異音がするレバーホイストを使用しないでください。
●ロードチェーンに次の異常がある時は絶対に使用しないでください。
・ねじれ、もつれ、亀裂、かみ合い異常があるもの
・規定より伸び、摩耗が大きいもの
●操作レバーにパイプなどを差し込んでの操作や足で踏みつけるような操作は絶対にしないでください。
●製品および付属品の改造は絶対にしないでください。

2. 据え付け、取り付けについて

危険

●作業開始前の点検や定期自主検査を必ず実施してください。
●据え付けは、専門知識のある人以外絶対に行わないでください。
●レバーホイストを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。
●車両の荷物をレバーホイストで荷締めし、道路を運転する時は、道路交通法を遵守してください。
●つり上げられた荷を長時間放置しないでください。

注意

●レバーホイストに雨や水がかかるなど、規定以外の環境には据え付けしないでください。

3. 運転と操作について

危険

●つった荷に人は乗らないでください。また、人の乗る用途には絶対に使用しないでください。
●操作中は荷から気をそらさないでください。
●地球づりをしないでください。
●つり荷の反転作業は、専門知識のある人以外絶対に行わないでください。
●使用前にレバーの動作を確認し、円滑に作動しない時は使用しないでください。
●使用前にブレーキの動作を確認し、ブレーキが確実に作動しない時は使用しないでください。
●宙づりした荷を電気溶接しないでください。
●ロードチェーンに溶接機のアースを接続しないでください。
●ロードチェーンに溶接用電極を絶対に接触させないでください。

注意

●フックの外れ止め金具が破損したままでは絶対に使用しないでください。
●本体に取り付けられた、注意ラベルや銘板を外したり、不鮮明なまま使用しないでください。
●人間の手引き力以外での操作はしないでください。
●レバーホイストを放り投げたり引きずったりしないでください。

●巻上げは、ロードチェーンまたは玉掛け用具が張ったところで一度停止してください。
●共づりをする場合は、それぞれ1台のレバーホイストで、その荷を、つれる定格荷重のものを使用してください。
●本体・ロードチェーンに砂などがたい積しないよう常に清掃してください。
●作業に対し揚程が十分であることを確認してください。

4. 保守点検、改造について

危険

●当社製純正部品以外は絶対に使用しないでください。
●ロードチェーンの切断、継ぎ足しは絶対に行わないでください。
●ブレーキ面並びにブレーキライニングに油（グリスなど）を注油（塗る）しないでください。

●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。
●保守点検、修理をする時は、必ず空荷（つり荷がない）状態で行ってください。
●保守点検で異常箇所がある時は、そのまま使用せず直ちに補修してください。

注意

●保守点検、修理を実施する時は、作業中の表示（『点検中』や『通電禁止』など）を必ず行ってください。

ご注意
●分解、組み立てを伴う検査は、必ず当社製品取り扱い店または当社営業所にご用命ください。

据え付けと使用方法

危険 取扱説明書および注意ラベルの内容を熟知しない人は操作しないでください。

遊転操作について

1．ロードチェーン長さの調整
遊転装置の使い方
●無負荷時にロードチェーンの長さを調整する場合は遊転装置を使い次の写真の順に従って操作してください。

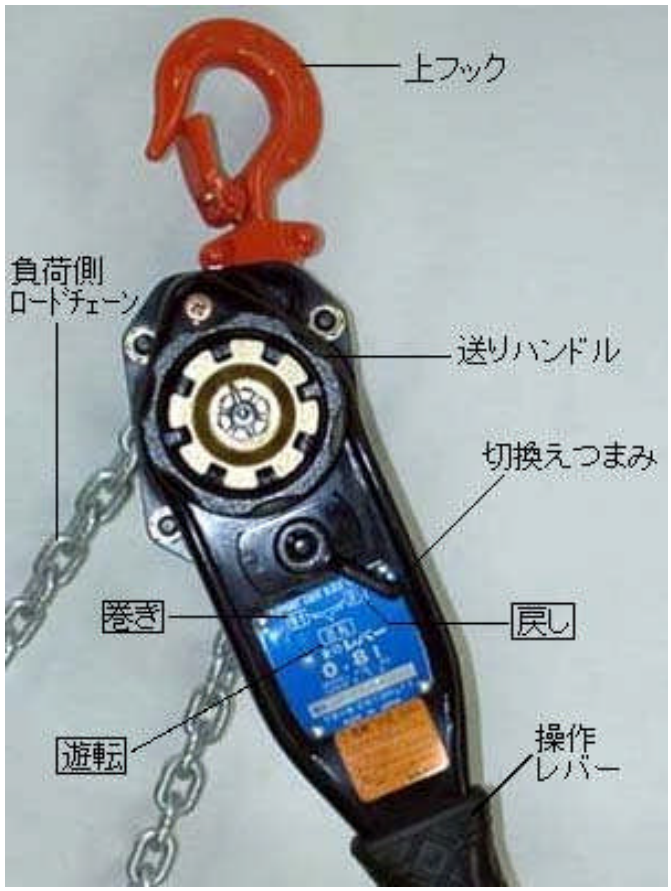

遊転方法

(1)切換えつまみを**遊転**の位置にする。

(2)送りハンドルを引き上げる（操作レバーと送りハンドルの間に黄色い色が見えたら遊転になっています）。

遊転の解除

(3)ロードチェーンを引くことによって長さの調整ができます。

(4)切換えつまみを**巻き**の位置にする。

(5)送りハンドルを軽く押さえながら左へ回す。（時計と逆方向）

●(4) (5)の操作後、操作レバーを操作すると下フックは巻き上げられます。
●ロードチェーンにたるみがあり、巻き上げられない時は、送りハンドルを軽く押さえながら、レバーを操作してください。荷が緊張してきます。

●ロードチェーンの長さを調整する時の注意
(イ)ロードチェーンに衝撃がかかるような動かし方をした場合、遊転操作が出来ません。
(ロ)ブレーキが締まったままの場合も遊転操作が出来ません。
(ハ)イ、ロの状態になっている場合は、切換えつまみを**戻し**にして、操作レバーを動かし、ブレーキをゆるめてから遊転操作を行ってください。

2. 送りハンドルの利用
ロードチェーンの少しのたるみをとる時は、切換えつまみを**巻き**の位置にセットし、送りハンドルを時計方向に回転させてください。ロードチェーンがすばやく緊張します。

2台以上で共づりをする場合のご注意

⚠ 注意	**●2台以上で共づりをする場合、据え付け、または使い方によって大変危険です。** ※下記に示す、つり荷のバランスに注意してください。

●レバーホイストの大きい容量と小さい容量を組合せて使用する場合は、容量の小さい方に異常な負荷が掛からないか安全を確認してください。
●1個の　つり荷を、複数台のレバーホイストを用いて並列使用する場合は、片荷にならないようにしてください。
●複数台のレバーホイストを用いて縦列し、使用する場合は、定格荷重が同じ容量のレバーホイストを選定してください。
※容量の組合せに大小があると、容量の大きい方を操作した場合非常に危険です。
●レバーホイストの上、下フックに玉掛けするワイヤロープ、クリップ、シャックル、つりピースなどは十分な強度のある物をご使用ください。
●大型クレーンに巻上機の補助具としてレバーホイストを使用する場合は、定格荷重が実際の、つり荷の荷重以上のレバーホイストを選定してください。また地球づりになるような状態で大型クレーンを操作しないでください。レバーホイストが破損します。
●レバーホイストを複数台、または他の機械と組合せてご使用になる場合は、決してオーバーロードしないでください。また、安全を確認の上バランス良くご使用ください。

（参考）　レバーホイストとワイヤロープおよびシャックルと組合せてお使いになる時は下記の計算式を参考にして余裕のあるロープを選定してください。
ワイヤロープ・シャックルは保守点検をひんぱんに行いロープの素線切れ、形クズレ、キンクやシャックルの摩耗、変形のあるものは使用しないでください。

ワイヤロープの使用荷重と破断荷重の計算
　ワイヤロープ線径の2乗÷20＝破断荷重(t)
　破断荷重÷安全率＝使用荷重
　例　14mm×14mm÷20＝9．8t
　9．8t÷6＝1．63t・・・・・・1．6t レバーに使用
注)上記計算方法は参考的な目安ですので実際の耐力は規格などを参照してください。

据え付け

1．本体の据え付け

危険	**●本体を据え付ける保持物は、定格荷重の4倍以上の荷重に耐えられるものを使用してください。** ※クレーンなどの補助具として、つり下げる場合は安全率が5になるように設定してください。 ※保持物の強度が不足の場合は、保持物が破損する恐れがあり大変危険です。

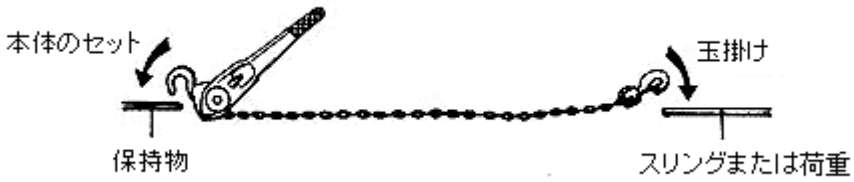

本体のセット時には、保持物が、負荷に耐えられるものであるか確認し、上下のフックが一直線の状態になるようにセットしてください。

上フックをセットする場合、玉掛けの注意事項を守ってください。

正しい使い方とご注意

1. 玉掛けについて

危険

●玉掛け用具は、作業開始前に点検してください。また、玉掛けの方法によっては大変危険です。
※下記に示す玉掛け方法は大変危険ですので、しないでください。

(1)下図のようなフックの掛け方(上下共)は危険ですので、しないでください。

(2)ロードチェーンを荷に巻き付けたり、鋭利な角に接触させないでください。

※ロードチェーンおよび下フック本来の強さが低下し危険です。また、車体のフックなどにチェーンを巻き付けて使用しますとチェーン本来の強さが 1/3～1/5 に低下しますので危険です。

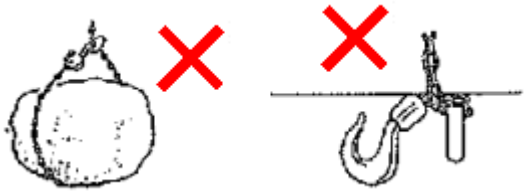

(3)巻上げ操作で負荷をかける前に、ロードチェーンのねじれを直してください。とくに6.3t、9t タイプは、下フックがロードチェーンの間をくぐりぬけてトンボと呼ばれる異常を起こすことがあります。下図に従って、負荷をかける前に必ず修正してください。

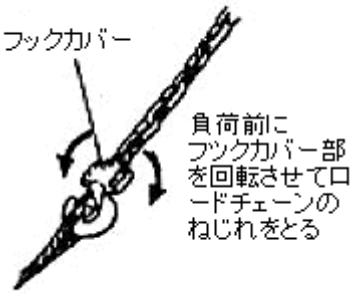

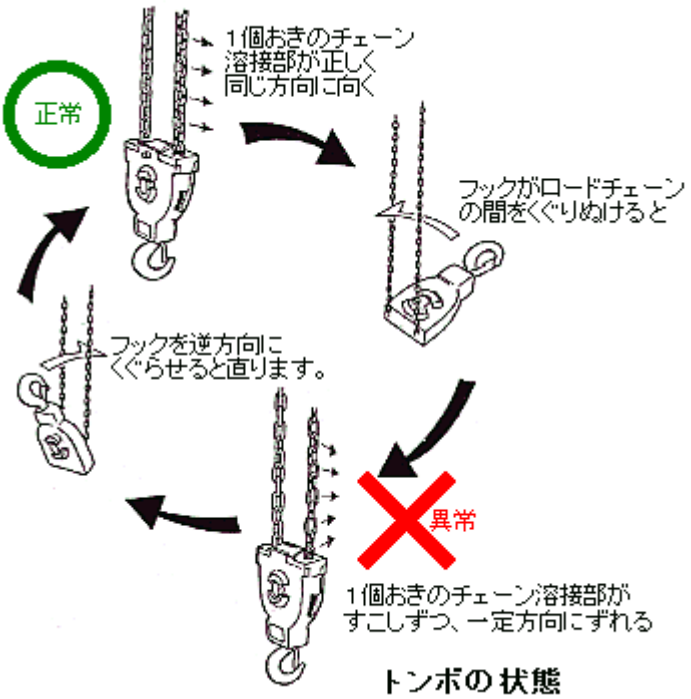

2. 巻上げ・巻下げ操作

巻上げは、切換えつまみを**巻き**にセットし、操作レバーを時計回り方向に動かせばロードチェーンが巻上げられ下フックは上がります。

ブレーキの確認
無負荷時は、送りハンドルで巻上げができます。送りハンドルが手で回しづらくなるほど負荷が大きくなってきましたら、レバー半回転ほどの巻上げ操作の後、切換えつまみを**戻し**にし、30° ほどレバーを逆回転させてください。レバーから手を離しても荷が下がらないことを確認してください。

巻下げは、切換えつまみを**戻し**にセットし、操作レバーを反時計回り方向に動かせばロードチェーンは巻下げられ下フックは下がります。操作レバーが重い時は、最初だけ操作レバーをしゃくるように操作してください。
2 回目からのレバー操作がスムーズになります。

操作中のご注意

1. 危険な使い方

危険

●オーバーロードをしないでください。
●巻上げ過ぎ・巻戻し過ぎをしないでください。
●レバーホイストに衝撃を与えないでください。
●つり荷に乗ったり、つり荷の下に人が入ったりしないでください。
●異常のある製品を使用しないでください。
※下記に示す使い方は大変危険ですのでしないでください。

1. オーバーロードをしないでください。

（イ）操作レバーを片手で操作するだけで所定の荷重を巻上げたり引きよせたりすることができます。

（ロ）操作レバーにパイプなどを差し込んで操作しないでください。

（ハ）荷を巻上げたり、引きよせたりする時、過大な操作力がいるような場合には、直ちに操作をやめてください。負荷が定格荷重をこえ、オーバーロードになっているか、巻上げ過ぎ、巻戻し過ぎになっていると考えられます。

2. 巻上げ過ぎ、巻戻し過ぎをしないでください。

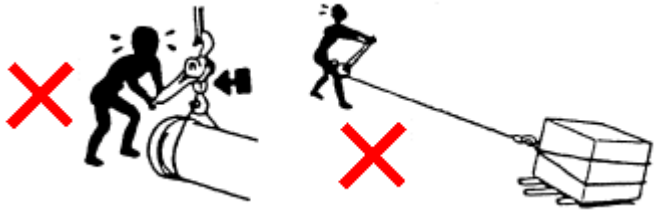

下フックを限度以上に巻上げようとすることを巻上げ過ぎ、逆に限度以上に巻下げようとすることを巻戻し過ぎと言います。このような操作は、レバーホイストの破損や事故につながりますので、決してしないでください。

3. ショックを与えないでください。

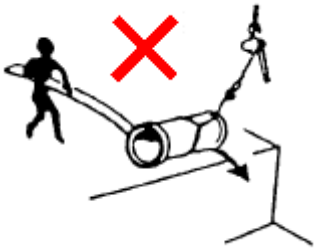

わずかな高さでも、荷がガタンと落下するのをレバーホイストで支えさせることはやめてください。
ショックを与えると荷重を超える負荷がレバーホイストや他の玉掛け用具にかかり破損したり変形したりしますので、しないでください。
ショックが激しい場合には荷が軽くても大変危険です。

4. つり荷に乗ったり、つり荷の下に立ち入ったりしないでください。

5. ゴムのにぎりは抜けるものだとお考えください。
決して体重をあずけたりぶら下がったりしないでください。
使用状況によってはゴムが劣化し、操作レバーから抜けやすくなることがあります。

6. つり上げられた、つり荷を長時間放置しないでください。
長時間放置する時は、切換えつまみを**巻き**の位置にして、操作レバーを負荷側ロードチェーン（下フック側のチェーン）にロープなどで固定してください。ブレーキのゆるみを止めることができます。

7. その他
●異常の感じられるレバーホイストは、絶対にご使用にならないでください。
●ていねいに取り扱い、決して高い所から放り投げたりしないでください。

保守・点検

日常点検

●日常、使用前には必ず次の始業点検を行ってください。
●異常があった時は使用をやめ、「異常を認めた時の処置」に従い正しい処置を行ってからご使用ください。
●処置が出来ない時は、当社製品取り扱い店または当社営業所までご連絡ください。
※異常のままでのご使用は事故につながり大変危険ですのでやめてください。

1. 点検項目

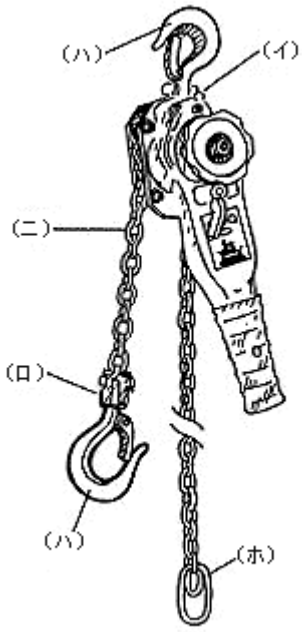

(1)外観でひと目でわかる変形・部品の紛失のないことを確認。

（イ） 上フックが本体に取り付けられている部分に、変形がないか。

（ロ） ロードチェーンを下フックに固定しているボルト・ナット・割りピンは正しく付いているか。

（ハ） 上下のフックの形状は正常か。口の開きや、キズがないか、はずれ止めは正常か。

（ニ） チェーンにキズ、変形、ピッチの伸び、摩耗がないか。ロードチェーンは給油することによって寿命が延びます。

（ホ） チェーン止め金具の取り付け位置は遊び側ロードチェーン（下フックの反対側のロードチェーン）端末2ヶリンク目に取り付けてあるか。

（ヘ） チェーン止め金具の開き・捻れ・曲がりは図の変形以下であること。

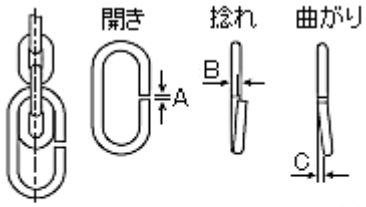

A ＝2㎜以下
B ＝1．5㎜以下
C ＝2㎜以下

(2)切換えつまみが節度ある動作をするか、動かして確認する。

(3)切換えつまみを逆転にし、送りハンドルを時計方向に回転させせつめがカチカチと音がしているかを確認する。

(4)6.3t、9tタイプでは、下フックが ”トンボ ”の状態になっていないか、確認してください。下フック部の遊び車がスムーズに回転することを確認ください。

2. 異常を認めた時の処置

異常を認めた場合は、下記のようにしてください。
●単純に部品が欠落・紛失しているだけで、分解が全く必要なく、取り付けによって修復できる場合、純正部品を取り付ければ使用可能となります。またチェーン止め金具の変形およびロードチェーンの給油を必要とする場合も、部品交換、または給油により、使用可能となります。
※修復が完了し、再使用される場合、ブレーキの確認を実施してください。

保　管

ご使用後は、泥、汚れ、水気をふきとってロードチェーン、フックの首部、遊び車ピン（6.3t、9t）などに油を塗油し、湿気のない場所に保管してください。

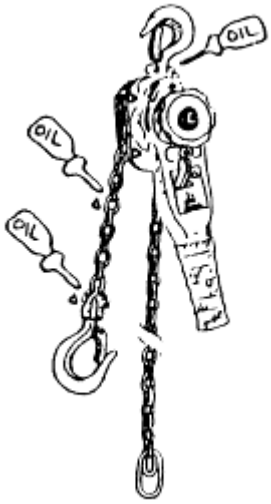

定期点検

●故障が発生したり、異常が感じられた時は、当社製品取り扱い店または当社営業所にご用命ください。
ロードチェーンおよびフックは、機能に大きな変化が感じられなくても、危険な状態になっていることがあります。そのため定期的な測定チェックが必要です。通常は、1ヶ月間に1度の定期点検を行ってください。また次の「保守と検査の方法」を確認してください。

保守と検査の方法

危険	●使用限界を超えた部品・レバーホイストは使用しないでください。 ●日常点検、定期点検で次の使用限界の基準を超えた部品が発見された場合は必ず交換処置を行ってください。 ●使用限界の基準を超えた部品を使用することは大変危険です。

1．ロードチェーンの検査と使用限界
ロードチェーンは、部分的にではなく、全体をチェックして頂く必要があります。
5個のリンクのピッチ（P）の和を、下図のように、ノギスで測定してください。通常は、30cm おきに測定してください。但し、限界値に近い時は、より多くの場所を測定し、一部分でも限界値に達していないか検査してください。また、リンクとリンクの接触部の摩耗や、キズなどにより、線径が初期線径の 95%未満（最も小さい測定値となる測定を行うこと）になっている部分が1箇所でもありましたら、そのロードチェーンは交換してください。
●チェーンの溶接部に　0.5mm 以上の深さのキズがある。
●チェーンが変形している。
●溶接スパッタの付着が見られるなど、高熱にさらされたと考えられる場合。
以上、3項目のいずれか1つにでも該当するロードチェーンも交換してください。

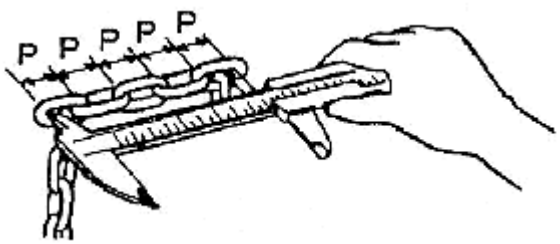

YII ロードチェーン使用限界

定格荷重	線径（mm）		ピッチ（P×5）（mm）	
	メーカー基準値	限界値	メーカー基準値	限界値
0.8t・1.0t	φ5.6	5.2	85	87.5
1.6t	φ7.1	6.6	105	107.5
3.15t・6.3t・9.0t	φ9.0	8.4	135	138.3

2. フックの検査と使用限界（上下フックに共通する項目）

フックの口は、定格荷重をオーバーする荷重がかけられたり、先端部に集中的に荷重がかかったりすると開いてきます。口の開いたフックは、本来の強度・衝撃吸収力を失っていますので、限界値を限度として交換してください。口の開いたフックを加熱補修して使用することは大変危険です。絶対にしないでください。玉掛け具の接触部の摩耗の進行も定期的に測定し、限界値を限度として交換してください。

●深さが1mm を超すキズがある。

●曲がりなどの変形がある（目視で分かる程度）

以上、2項目のいずれか1つにでも該当するフックも交換してください。

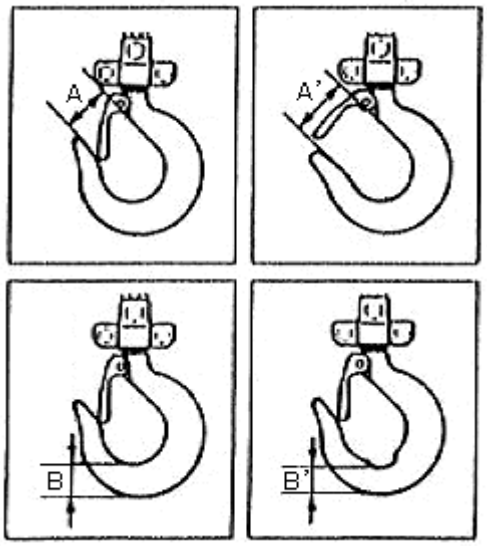

YII フック使用限界

定格荷重	A寸法（mm）		B寸法（mm）	
	メーカー基準値（A）	限界値（A‘）	メーカー基準値（B）	限界値（B‘）
0.8t	30	33.3	19	17.5
1.0t	35	38.5	22	20.0
1.6t	35	38.5	26	23.5
3.15t	43	47.0	35	32.5
6.3t	58	63.0	46	43.5
9.0t	80.5	85.0	61	58

遊転装置の組立方法

1．カラー(86)がピニオンシャフト(19)の外径に入っているか確認してください（図1）
2．切換えつまみを**巻き**にして、操作レバーを動かさずに、図2に示すように送りギヤ (38)を右へ数回回転させる。（ブレーキすきまをなくするため）
3．遊転スプリング(87)を図3に示すように入れる。

図1

図2

図3

4．カラー(86)の外径に送りハンドル(88)を入れ（中心の穴に入れる）送りハンドルの裏側にある突起部の片方を遊転スプリング(87)にかけ、送りハンドルを左回転させ、突起部が1段、2段階送りギヤ(38)にすべり落ちた所で、送りハンドルを少し右回転にもどし手でそのまま固定する。
5．固定している送りハンドルを押さえたまま少し右方向に回転させ、送りハンドルが4～5mm 浮き上がる位置で固定する。（図4）注）1段の所まで上げないようにする。

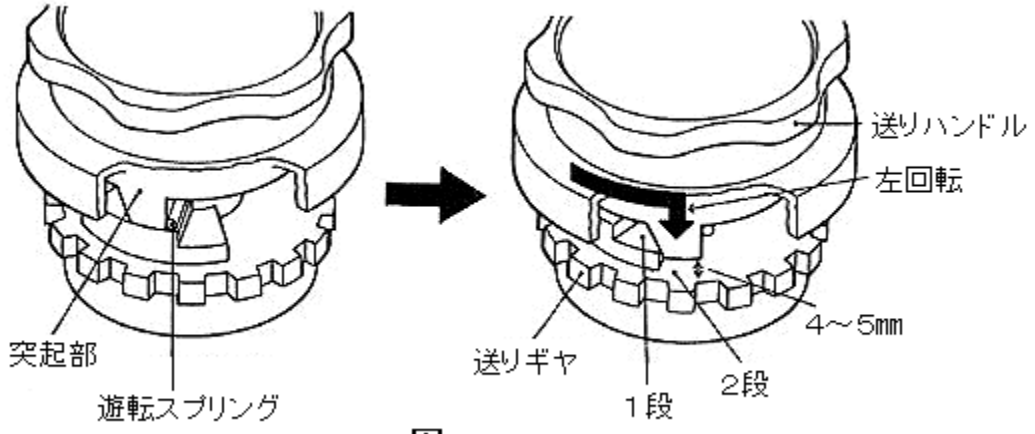

図4

6．スプリング (89)を送りハンドルの中に入れる。
7．スプリング受け(90)をスプリング受けの内径のセレーションとピニオンシャフト(19)の軸部（セレーション）に入れる時に、スプリング受けの凹部に送りハンドルの凸部が、同時に入る位置をさがしながら入れる。スプリング受けが、ピニオンシャフト軸部と送りハンドル凸部に両方が同時に入らない場合はスプリング受けの溝を、ひとつずつずらしながら合う位置をさがす。この時は、送りハンドルは固定したままでこの作業をする必要がある。
8．スプリング受けを押さえたまま六角溝付きナット(21)を、ピニオンシャフトのネジに最後まで締め込む。
9．操作レバーを動かした時、カチカチと音がして、ロードチェーンが巻き上がれば正常に遊転装置がセットされています。
ロードチェーンが巻き上がらない時は、遊転装置のセットが不良です。その時には再度3～8項をやりなおしてください。
10．六角溝付きナットに割りピンを入れ、割りピンが抜けないように広げる。
この時割りピンが入りにくい時は少し六角溝付きナットをゆるめて、穴の位置を確認する。

チェーンレバーホイストの使用基準と点検基準（JIS.B8819 参考）

1. 使用基準

危険（使用基準）

レバーホイストを使用する際、次の事項に注意しなければならない。

(1)レバーホイストは、検査以外に定格荷重を超える荷をかけないこと。
(2)レバーホイストは、当社以外のロードチェーンを使用しないこと。
(3)急激な負荷が作用するような操作はしないこと。
(4)揚程不足のレバーホイストは使用しないこと。
(5)フックは、外れ止めがないもの、または外れ止めの効果がないものは使用しないこと。
(6)チェーン止め金具がないものは使用しないこと。
(7)ロードチェーンを荷に巻き付けて使用しないこと。
(8)フックの先端に負荷して使用しないこと。
(9)レバーを故意に長くして使用しないこと。
(10)足でレバーを踏み付けて操作しないこと。
(11)過巻き・過戻しをしないこと。
(12)つってある荷の下を通らないこと。
(13)荷がかかっている時は、遊転をしてはならない。
(14)長時間荷を、つったまま放置してはいけない。やむをえず行う時は、「切換えつまみ」を「巻き」にして操作レバーをロープで、負荷がかかっているロードチェーンに固定すること。
(15)ブレーキ面並びにブレーキライニングに油（グリスなど）をつけないこと。

(16)使用前にロードチェーンにねじれやもつれがないかを点検し、ねじれやもつれがある場合は、これを正しく修正してから使用すること。
(17)レバーホイストを低温度、高温度、腐食雰囲気など特殊状態で使用する場合には、当社に問い合わせること。
(18)レバーホイストは使用者が改造を行ってはならない。改造の必要がある場合は、当社に問い合わせること。

注意（使用基準）

(19)使用前に日常点検(注 1)を行い、また適時定期点検(注 2)を行うこと。
(20)手動力が異常に大きくなった場合は、直ちに操作を中止すること。また、手動力が通常より大きくなったレバーホイストは使用しないこと。
(21)レバーホイストは、高所から落下させないこと。
(22)ロードチェーンに潤滑剤を塗布して使用すること。
(23)歯車、軸受、その他摩耗のおそれがある箇所には、潤滑剤を塗布して使用すること。
(24)長期にわたって使用しない場合は、適切なさび止めを行って保管すること。
(25)特殊な使い方をする時は、当社に問い合わせること。

(注 1)使用前の点検をいう。
(注 2)定期的に行う点検で、使用頻度によって異なるが、6か月または1年ごとに行う。

2. 点検基準

(1)日常点検における点検項目、点検方法および点検基準は、表1(注 3)による。ただし使用頻度が多い場合または特殊状態で使用する場合には、この点検項目以外についても点検すること。
(2)定期点検については、表1(注 3)による。
(3)レバーホイストを修理した場合には、修理後表1(注 3)の定期点検項目について点検し、正常に作動することを確認すること。
(4)交換部品は当社製純正部品を使用すること。

表1. 点検基準

表示

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	表示（銘板・ラベル）	目視	表示（銘板、ラベル）の有無と読めないものは取り替え
－	○	ロードチェーンの等級	目視	ロードチェーンの等級の確認

作動

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	巻上げ・巻下げ作動	無負荷で巻上げ・巻下げを行う。	(1)巻上げでブレーキ装置のつめの音がすること。 (2)巻上げ・巻下げの作動が、円滑であること。 (3)巻下げでブレーキに異常がないこと。
－	○	作動（注4）	1.25 倍の荷重と30cm の距離の作動試験	(1)レバーは円滑に作動すること。 (2)ロードシーブとロードチェーンおよび遊び車とのかみ合いは良好であること。 (3)ブレーキは確実に作動すること。 (4)巻き・戻しに際して、ロードチェーンにねじれやもつれがないこと。 (5)巻きの手動力がはなはだしく変わらないこと。
○	○	巻き・戻し切替装置	操作	円滑に切替えできること。
○	○	遊転装置	操作	円滑に遊転にできること。

フック

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	フックの開き	日常点検では目視、定期点検では測定	基準寸法と比較し、変形がないこと。 （使用前に主要寸法表を作成しておくこと。 また「フック使用限界」を基準にすること。）
○	○	変形	目視	曲がり、およびねじれがないこと。
○	○	シャンク部の変形	日常点検では目視、定期点検では測定	フック金具とフックのシャンク部に著しいすきまがないこと。
○	○	摩耗、腐食	日常点検では目視、定期点検では測定	著しい摩耗および腐食がないこと。
○	○	きず、その他有害な欠陥	目視(注 5)	き裂、その他有害な欠陥がないこと。
○	○	外れ止め	目視、作動	著しい摩耗、変形がなく、正しく機能すること。

ロードチェーン

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	ピッチの伸び	日常点検では目視、定期点検では測定	ピッチが5%以上伸びているものは使用しないこと（使用前に主要寸法表を作成しておくこと。 また「ロードチェーン使用限界」を基準にすること。）
○	○	摩耗	日常点検では目視、定期点検では測定	線径の摩耗が 10%以上のものは使用しないこと。 （「ロードチェーン使用限界」を基準にすること。）
○	○	変形	目視	変形がないこと。
○	○	きず、その他有害な欠陥	目視(注 5)	き裂、その他有害な欠陥がないこと。
○	○	腐食	目視	著しいさびが発生していないこと。

本体

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	外観	目視	変形および著しい腐食がないこと。
○	○	ギヤカバー	目視	著しい変形および腐食がないこと。
―	○	ギヤ	分解して目視または測定	(1)著しい摩耗がないこと。 (2)破損がないこと。
―	○	ロードシーブ、遊び車	分解して目視または測定	(1)著しい摩耗および変形がないこと。 (2)き裂および破損がないこと。
―	○	操作レバー	分解して目視または測定	(1)著しい摩耗および変形がないこと。 (2)きず、および破損がないこと。
―	○	軸受	分解して目視または測定	摩耗、き裂、破損など有害な欠陥がないこと。
○	○	チェーン止め金具	目視	(1)チェーン止め金具があること。 (2)著しい変形がないこと。

ボルト、ナットなど

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
○	○	各部のボルト、ナット、リベット、割りピン	目視	(1)日常点検では外部から見える箇所のボルト、ナット、リベット、割りピンなどがあること。 また、ボルト、ナット、リベットの緩みがないこと。 (2)定期点検では外部および内部の上記部品に異常がないこと。

ブレーキ

点検の種類		点検項目	点検方法	危険 点検基準 （下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること）
日常点検	定期点検			
―	○	ブレーキライニングの摩耗	測定	著しい摩耗がないこと（当社に問い合わせること）。
―	○	ブレーキねじ	目視または測定	著しい摩耗がないこと。
―	○	つめ、およびつめ車	目視または測定	著しい摩耗がないこと。

(注 3)表１で○印の項目について点検を行う。
(注 4)分解組立後、再度作動について点検すること。
(注 5) 定期点検では、必要に応じて JIS Z 2320-1～3 に規定する磁粉探傷試験または JIS Z 2343-1～4 に規定する浸透探傷試験を行う。

分解図と部品名称

ＹⅡ-80.100.160.320.630.900型

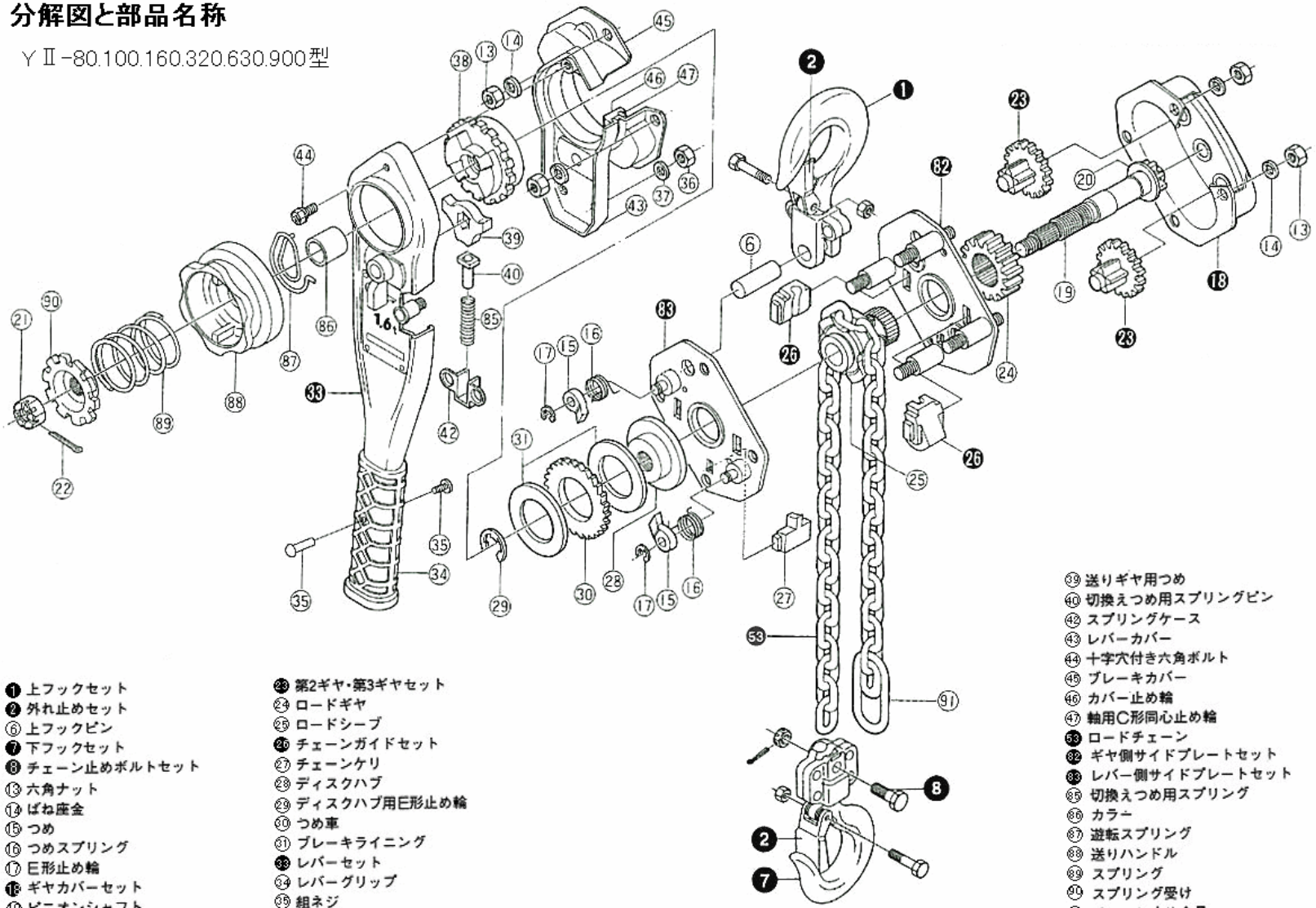

❶ 上フックセット
❷ 外れ止めセット
⑥ 上フックピン
❼ 下フックセット
❽ チェーン止めボルトセット
⑬ 六角ナット
⑭ ばね座金
⑮ つめ
⑯ つめスプリング
⑰ E形止め輪
⑱ ギヤカバーセット
⑲ ピニオンシャフト
⑳ ピニオンシャフト用ワッシャー
㉑ 六角溝付きナット
㉒ 割りピン

㉓ 第2ギヤ・第3ギヤセット
㉔ ロードギヤ
㉕ ロードシーブ
㉖ チェーンガイドセット
㉗ チェーンケリ
㉘ ディスクハブ
㉙ ディスクハブ用E形止め輪
㉚ つめ車
㉛ ブレーキライニング
㉝ レバーセット
㉞ レバーグリップ
㉟ 組ネジ
㊱ 六角ナット
㊲ ばね座金
㊳ 送りギヤ

㊴ 送りギヤ用つめ
㊵ 切換えつめ用スプリングピン
㊷ スプリングケース
㊸ レバーカバー
㊹ 十字穴付き六角ボルト
㊺ ブレーキカバー
㊻ カバー止め輪
㊼ 軸用C形同心止め輪
㊸ ロードチェーン
㊷ ギヤ側サイドプレートセット
㊸ レバー側サイドプレートセット
㊺ 切換えつめ用スプリング
㊻ カラー
㊼ 遊転スプリング
㊽ 送りハンドル
㊾ スプリング
㊿ スプリング受け
(91) チェーン止め金具

YⅡ-630型上下フック

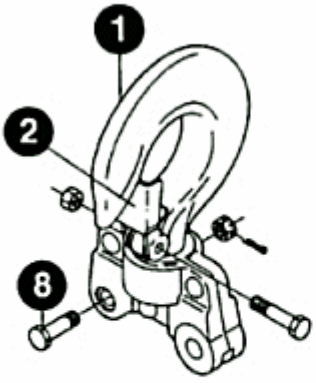

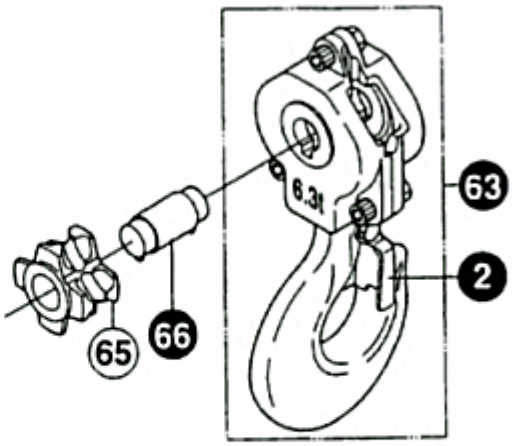

❶上フックセット
❷外れ止めセット
❽チェーン止めボルトセット
㊸下フックセット
㊺遊び車
㊻遊び車ピンセット

YⅡ-900型上下フック

❷外れ止めセット
❽チェーン止めボルトセット
㊸下フックセット
㊺遊び車
㊻遊び車ピンセット
㊿9t用上フックセット